

市内の中小企業の採用活動を応援します！ 鶴岡市新規学卒者等 採用活動支援事業補助金

市内の中小企業事業主や個人事業主が、主に新規学卒者を対象に行う採用活動にかかる費用の一部を補助します。

【対象事業者】 次の全てに該当する事業者が対象です。

- (1) 市内に事業所がある中小企業事業主又は個人事業者
- (2) 就業場所が市内の正社員求人を行っている。
- (3) 風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の事業所、暴力団に該当する事業所、政治団体に該当する事業所又は宗教団体に該当する事業所ではない。
- (4) 雇用保険の適用事業者である。
- (5) 市税等に滞納がない。

【対象経費】 消費税・地方消費税相当分を除きます。**就職情報サイトの掲載費用は対象外**です。

- (1) ウェブ活用型合同企業説明会に出展するため、説明会主催者に払う出展料
 - (2) ウェブサイトを活用した採用活動の強化にかかる経費
- 必ず**事業着手前にご相談**ください。

【補助金額】 1企業につき年度内1回のみ交付します。

対象経費の1/2（1,000円未満切捨て）と**20万円**を比較して少ない方の額

【申請手続】 必要な様式は、鶴岡市HPからダウンロードできます。

事業実施後、**30日以内**（または**令和5年3月31日**のいずれか早い日）に下記の書類を商工課に提出してください。

- (1) 補助金等交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 事業を実施した内容がわかる書類
- (4) 事業の着手日が確認できる書類（契約書等）の写し
- (5) 対象経費を支出したことがわかる書類（領収書、振込明細書等）の写し
- (6) 市税納付状況照会同意書（別記様式）

申請方法や様式のダウンロードなど、詳しくは
鶴岡市のHPをご覧ください。

鶴岡 採用活動

検索

QRコードで
読み込みます



【書類提出・お問合せ先】鶴岡市役所 商工観光部 商工課

〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25 TEL : 0235-25-2111（内線544）

E-mail : shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp